

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月15日

白川町長 佐伯正貴

白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茶業を取り巻く担い手不足に伴う作業負担の増大といった課題に対応するため、茶業用機械（以下「機械」という。）を共同利用することにより、作業の省力化及び生産性の向上を図り、茶園の適正管理及び荒廃防止を通じて、地域茶業の持続的な発展を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 機械 茶の生産、加工又は製造に使用するものであって、別表に掲げるものをいう
- (2) 共同利用 次条に規定する補助対象者が、町内の茶業を営む事業者又は法人（以下「利用事業者」という。）に対して機械を貸し付け、共同で利用させることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内の茶業振興を目的として、町の出資に係る第三セクターその他町長が適当と認める法人（以下「第三セクター等」という。）により組織された団体であって、町長が適当と認める協議会（以下「協議会」という。）とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第三セクター等がリース契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約等に準ずるものに限る。）により導入した機械を、協議会が管理し、利用事業者に共同利用させる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の機械の導入に係る経費のうち、機械の本体購入価格に相当する額（以下「機械本体価額」という。）

とする。

- 2 消費税及び地方消費税相当額、リースに係る利息、保証料、手数料その他町長が適当でないとする経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額の算定等)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費から、当該機械の導入に関し国等から交付される補助金(以下「国庫補助金等」という。)の額を控除した額(以下「町補助対象額」という。)とする。

- 2 毎年度交付する補助金の額(以下「年度別補助額」という。)は、前項の町補助対象額を第8条第2項に規定する承認期間の総月数で除して得た額に、当該年度におけるリース料の支払期間の月数を乗じて得た額(以下「本体価格の按分額」という。)とする。ただし、最終年度を除き、本体価格の按分額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 3 最終年度の年度別補助額は、第1項の町補助対象額から、前年度までに交付された年度別補助額の合計額を控除した額とする。

(承認申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする協議会は、第三セクター等がリース契約を締結する前又は町長が定める期日までに、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書(様式第2号)
- (2) 機械の仕様書
- (3) 第三セクター等が締結しようとするリース契約の見積書の写し
- (4) 第三セクター等と協議会との間における機械の使用に関する覚書等の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(承認決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助対象事業として承認するものとする。

- 2 前項の規定による承認の期間(以下「承認期間」という。)は、承認決定を行った日の属する年度から、当該機械の法定耐用年数を限度として町長が認める期間(以下「リース期間」という。)とする。
- 3 町長は、第1項の規定による承認又は不承認の決定をしたときは、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業(承認・不承認)決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 4 前項の承認を受けた事業に係る補助金は、予算及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の範囲内において交付するものとする。

(承認の変更等)

第9条 前条第1項の規定による承認を受けた協議会（以下「対象者」という。）は、承認を受けた内容に変更が生じるとき、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ白川町茶業用機械共同利用リース支援事業変更等承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業変更等（承認・不承認）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付申請）

第10条 対象者は、毎年度、町長が定める期日までに、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 第8条第3項に規定する承認通知書の写し
- (2) 当該年度におけるリース料の支払予定額及び支払期日が確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第11条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助金の交付決定を受けた対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該年度の事業（当該年度分のリース料の支払）が完了したときは、速やかに白川町茶業用機械共同利用リース支援事業実績報告書（様式第8号）にリース料の支払を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。

（事業の完了確認）

第13条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、必要に応じて現地調査等を行い、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業完了確認調書（様式第9号）を作成するものとする。

（補助金の額の確定）

第14条 町長は、第12条の実績報告書を審査し、及び前条の完了確認により適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、白川町茶業用機械共同利用リース支

援事業補助金精算請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- 3 町長は、前2項の規定にかかわらず、補助対象事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、各年度において交付すべき補助金の額の全部又は一部について、概算払により交付することができる。
- 4 前項の規定により概算払を受けようとする補助事業者は、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金概算払請求書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。
- 5 補助事業者は、第3項の規定による概算払を受けた場合において、第14条の規定により確定された補助金の額が既に交付を受けた概算払の額に満たないときは、その差額を速やかに町長に返還しなければならない。

（財産管理及び継続義務）

第16条 補助事業者は、補助対象となった機械について、リース期間中、適正に管理運営するとともに、利用事業者による共同利用及び茶の生産、加工又は製造を継続させなければならない。

- 2 補助事業者は、リース期間中において、町長の承認を受けずに次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 機械の譲渡、交換又は貸付け（本要綱に定める共同利用を除く。）
 - (2) 機械の廃棄又は処分
 - (3) 機械の目的外使用
 - (4) その他町長が不相当と認める行為

（補助金の返還）

第17条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) リース期間内に、共同利用を中止し、又は利用事業者が茶業経営を中止したとき。
- (3) この要綱又は町長の指示に違反したとき。
- (4) その他町長が不相当と認めたとき。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- (1) 摘採機械
- (2) 防除機械
- (3) 肥料散布機械
- (4) 製茶機械
- (5) その他町長が必要と認める機械

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

白川町長 様

住所

事業主体（協議会名）

代表者名

白川町茶業用機械共同利用リース支援事業承認申請書

白川町茶業用機械共同利用リース支援事業の承認を受けたいので、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

なお、申請に当たり、当協議会及びその構成員に係る白川町町税及びこれに準ずる納付金の納付状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

添付書類

- (1) 事業概要書（様式第2号）
- (2) 機械の仕様書
- (3) 第三セクター等が締結しようとするリース契約の見積書の写し
- (4) 第三セクター等と協議会との間における機械の使用に関する覚書等の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

事業概要書

1 申請者情報

- ・協議会名
- ・代表者氏名
- ・連絡先（電話番号）

2 導入機械の概要

- ・機械名（仕様）
- ・数量
- ・設置（導入）場所

3 事業費及び補助対象額の算定

- ・機械本体価額（A） 円（税抜き）
- ・国庫補助金等額（B） 円
- ・差引町補助対象額（A－B） 円
- ・リース総額（参考） 円（税抜き）

4 リース契約の内容

- ・リース会社名（貸主）
- ・第三セクター等名（借主）
- ・リース期間 年 月 日 から 年 月 日 まで（ か月）
- ・各年度の本体価格の按分額（税抜き）

年度	円
年度	円
年度	円
年度	円
年度	円

（必要に応じて年度を追加してください）

5 共同利用の計画（導入目的及び利用事業者一覧）

- ・導入目的（具体的に）：
- ・利用予定事業者名及び利用予定面積等：

様

白川町長 印

白川町茶業用機械共同利用リース支援事業（承認・不承認）決定通知書

年 月 日付けで承認申請のありました白川町茶業用機械共同利用リース支援事業について、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認・不承認の別 [承認 ・ 不承認]

2 不承認の場合の理由

3 年度別補助金交付予定額（承認の場合に限る）

- ・ 年度 円
- ・ 年度 円
- ・ 年度 円
- ・ 年度 円
- ・ 年度 円 （必要に応じて年度を追加する）
- ・ 合計予定額 円

※各年度の補助金は、それぞれの年度の予算及び債務負担行為の範囲内で交付されます。

白川町長 様

住所

協議会名

代表者名

白川町茶業用機械共同利用リース支援事業変更等承認申請書

年 月 日付け白川町指令第 号で承認のありました白川町茶業用機械共同利用リース支援事業について、内容を変更（中止・廃止）したいので、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更の内容（新旧の対比など具体的に）
- 3 添付書類
 - (1) 変更後の事業概要書（様式第2号）
 - (2) リース契約変更内容がわかる書類又はこれに代わる書類
 - (3) その他町長が必要と認めるもの

様

白川町長 印

白川町茶業用機械共同利用リース支援事業変更等（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで変更等の申請のありました白川町茶業用機械共同利用リース支援事業について、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 変更等の承認・不承認の別 [承認 ・ 不承認]

- 2 不承認の場合の理由

- 3 変更後の年度別補助金交付予定額（承認の場合に限る）
 - ・ 年度 円
 - ・ 年度 円
 - ・ 年度 円
 - ・ 年度 円
 - ・ 年度 円 （必要に応じて年度を追加する）
 - ・ 変更後合計予定額 円

白川町長 様

住所

協議会名

代表者名

年度 白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金交付申請書

年 月 日付け白川町指令第 号で承認された白川町茶業用機械共同利用リース支援事業について、 年度の補助金の交付を受けたいので、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、当協議会及びその構成員に係る白川町町税及びこれに準ずる納付金の納付状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

記

1 当該年度のリース料支払対象期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 当該年度の本体価格の按分額

円（税抜き）

3 交付申請額 金

円

添付書類

- (1) 承認通知書の写し
- (2) 当該年度におけるリース料の支払予定額及び支払期日が確認できる書類（リース料支払予定表等）
- (3) 概算払による交付を希望する場合にあっては、当該年度の本体価格の按分額（税抜き）の算定根拠が確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

白川町指令 第 号
年 月 日

様

白川町長 印

年度 白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました白川町茶業用機械共同利用リース支援事業について審査した結果、適当と認めたので、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付対象期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

白川町長 様

住所

協議会名

代表者名

年度 白川町茶業用機械共同利用リース支援事業実績報告書

年 月 日付け白川町指令第 号で交付決定のあった白川町茶業用機械共同利用リース支援事業（ 年度分）が完了したので、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

記

- 1 事業名 年度白川町茶業用機械共同利用リース支援事業
- 2 設置（事業）場所 白川町 地内
- 3 当該年度事業実績額（支払済リース料総額） 円（税込み）
- 4 補助対象実績額（本体価格の按分額） 円（税抜き）
- 5 町補助金確定請求額 金 円

添付書類

- (1) 当該年度分のリース料の支払を証する書類（領収書又は振込証明書の写し等）
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第9号（第13条関係）

年度 白川町茶業用機械共同利用リース支援事業完了確認調書

- 1 事業主体名（協議会）
- 2 事業名 年度 白川町茶業用機械共同利用リース支援事業
- 3 事業施行箇所（設置場所）
- 4 リース対象機械名
- 5 リース料支払対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 実績報告書を受理した日 年 月 日
- 7 補助金等の額の算定根拠
 - ・ 交付決定額 円
 - ・ 補助事業に要した実績経費（本体按分） 円
 - ・ 確定すべき補助金の額 円
- 8 確認事項（該当するものに「レ」を記入）
 - 会計簿 証拠書類（領収書等） 諸帳簿
 - 現地確認（機械の適正管理状況）
 - その他必要事項（ ）
- 9 検査意見

上記のとおり、事業の完了及び適正な執行を確認しました。

年 月 日

検査職員

課長

印

様式第10号（第14条関係）

白川町指令 第 号
年 月 日

様

白川町長 印

年度 白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金確定通知書

年 月 日付で交付決定（及び概算払による交付）をした 年度白川町茶業用機械共同利用リース支援事業については、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定補助金の額 | 金 | 円 |
| 2 | 既受領概算払額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引精算（返還・交付）額 | 金 | 円 |

※2及び3は、概算払を受けている場合のみ通知

様式第11号（第15条関係）

年 月 日

白川町長 様

住所

協議会名

代表者名

年度 白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金精算請求書

年 月 日付け白川町指令第 号により額の確定通知を受けた白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金について、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先口座

- ・金融機関名及び店舗名
- ・預金種別 [普通 ・ 当座]
- ・口座番号
- ・口座名義（フリガナ）

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込用の店番（3桁）及び口座番号（7桁）を記入してください。

白川町長 様

住所

協議会名

代表者名

年度 白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け白川町指令第 号により交付決定を受けた白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金について、事業の円滑な推進を図るため、白川町茶業用機械共同利用リース支援事業補助金交付要綱第15条第4項の規定により、下記のとおり概算払による交付を請求します。

記

1 請求額（概算払希望額） 金 円

2 振込先口座

- ・金融機関名及び店舗名
- ・預金種別 [普通 ・ 当座]
- ・口座番号
- ・口座名義（フリガナ）

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込用の店番（3桁）及び口座番号（7桁）を記入してください。